

第3回余市町民自治推進委員会

令和元年9月25日開催

1. 開会 午後6時

2. 町民アンケートについて

事務局より資料1に基づいて説明。

3. 検討

・議会の指摘事項についての町の考え方について

委員長：議会の指摘事項について議会での答弁や考え方があれば伺いたい。

事務局：指摘事項については総括的に答弁し承認されている。個別の検討はまだしていないが、指摘された部分が全て間違っているものとは考えていない。

・前文について

委員：「私たち」の定義がよく分からないし、誰が宣言しているのか分からない。情緒だけを語らず、誰が何をしていかなければならないのか整理した方がよい。

委員長：「私たち」というのは、町民、通勤・通学する者を含めた抽象的なイメージを言っているのではないか。

委員：条例として法的拘束力があるなら、第2条に定義があるのだから、前文でもこれに則った文言を採用すべきではないか。

委員長：一般論だが前文には法的拘束力はない。また基本条例はあくまで自治体の方向性を指し示すものである。

委員：詩ではないのだから「町民である私たち」とすべきではないか。

委員：「私たち」という表現で包括されおり、これでよいと思う。それよりも2節目の表現の方がどうかと思う。

委員：策定委員会では町に関わる者全てという思いで作られた。前文も策定委員会の思いを書かせていただいた。

委員：「自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造」してきたのか。産業はいろいろあるのだし、自然環境に云々というのは第一次産業になるわけだから、2節目の表現はどうなのかと思う。

委員：策定委員会では第一次産業であるリンゴに始まり、温暖化でワインが
つくれるようになったことを意識した。

委員長：「先人」は先住民族も意識して表現されたのか。

委員：昔からここを作ってきた人たちという意味で包含されている。

委員：「次代へと伝えていかなければならない」とは何を伝えるのか。「意志」
を受け継いでいくのか。それとも歴史や文化ということであれば、そ
れをうまく表現した方がよい。

・第1条、第2条について

委員長：指摘事項の「まちづくり」と「協働」は、まとめるよりもこのまま分
けていた方がよいのではないか。

委員：通勤する者の雇用形態は問わないのか。

委員：策定委員会ではアルバイトでも正社員でも含むと話し合った。

委員：町民の定義が広いが、通勤・通学する者が審議会等に実際、参加して
いるのか。

事務局：この委員会の公募は通勤・通学する者を含んでいるが、全ての審議会
等を含んでいる状況にはない。

委員：「まちづくり」と「協働」の境界が非常に曖昧。何をもって分けてい
るのか。

委員長：「協働」は手法、「まちづくり」は目的という分け方になっている。

委員：指摘事項の「その他の活動」については、解説にあるとおり様々な活
動が包含されているので、このままでよいのではないか。

・第3条、第4条について

委員：町民憲章が現実にマッチしていない。

委員長：町民憲章は言わばスローガン、理念であり、それに誰も反対はできな
い。

委員：策定委員会では町民憲章があるのにどうして自治基本条例が必要な
かという意見もあった。

委員：心得という表現がどうかとは思ふ。

委員長：修正するまではいかないのではないか。

委員長：外国人の取扱いと18歳未満の青少年や子どもの権利が大きな問題に
なるのではないか。条例では子どもの権利について具体的に書かれて

おらず、その取扱いが弱いので、二セコ町条例を参考にして検討して
いただきたい。また外国人に対する施策がはっきりわからないので、
他市町村の施策について事務局で調査してもらいたい。

委員：地方自治法の制限の中で、指摘事項の「町民の権利」など書きようが
ない。

委員：指摘事項の「余市町」を「町」に替えるのは、定義が違うのだから、
このままでよい。

委員：「信託」の表現は正しいのか。

委員長：憲法前文にも使われており、町民から託されているということ。

・答申について

委員：最終的にはこの委員会で条文をどう替えたらいいいということを決め
るのか。

委員長：答申の中でどこまで具体的に書くかは最後になるが、普通は条例の文
面までは作らない。

委員：こういう文面にしたらどうかという案を一つ作ってみるのもよいの
ではないか。

事務局：次回、参考として見直しした他町村の答申を資料として提出したい。

4. 次回検討予定項目について

次回については、第2章町民、第3章議会（第5条～第12条）について検討
する。

5. 閉会 午後7時33分